

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第4号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇) 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)から(15)まで <省略> (16) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の年の6月から10月までの期間</u> （職員の勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由があると市長が認めた場合には、別に定める期間）内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除く5日の範囲内の期間 (17)から(20)まで <省略> 2から4まで <省略>	(特別休暇) 第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。 (1)から(15)まで <省略> (16) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の年の7月から9月までの期間</u> （職員の勤務条件の特殊性その他のやむを得ない理由があると市長が認めた場合には、別に定める期間）内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除く5日の範囲内の期間 (17)から(20)まで <省略> 2から4まで <省略>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。